


所管部課	市民部 地域振興課		部長	田村 美砂		
件名	東大和市消費者モニター設置要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、消費者モニター年齢要件についても引き下げのため、標記要綱の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 消費者モニターの応募資格のうち、年齢要件について、「20歳以上」を「18歳以上」に改める。また、第10条「庶務」の部名を組織改正に伴い改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、円滑な消費者行政運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特に無し。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。